

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備の自動圧力調整弁に開動作不可が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	高圧注水系ポンプ入口配管用ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補助海水ポンプ（D）の出口逆止弁の点検において、フランジ接続用ボルト（全12本）に腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを全数交換	D	
4	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）用軸受振動記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	4号機	制御棒駆動装置用復水供給元弁の点検において、弁座シート面に浸食が認められたため、当該面を修理	D	
6	4号機	主タービン抽気系第1抽気逆止弁等（5台）の点検において、弁棒に摩耗が認められたため、当該弁棒を修理	D	
7	4号機	主復水器真空ポンプ入口母管用安全弁の点検において、弁体シート面に摩耗による変形が認められたため、当該弁体を修理	D	
8	4号機	主復水器用空気抽出器蒸気圧力制御弁の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
9	4号機	主復水器用空気抽出器蒸気圧力制御弁の点検において、弁座シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービンの駆動蒸気管ドレンレベルスイッチ元弁（2台）の点検において、フランジ接続用ボルト（計3本）にネジ山の損傷が認められたため、当該ボルトを交換	D	
11	4号機	原子炉建屋換気空調系原子炉補機冷却水ポンプ室内局所空調機の点検において、空気冷却用フィンに目詰まりが認められたため、当該フィンを点検・清掃	D	
12	4号機	第2給水加熱器（A・B・C）用レベル調整弁駆動部（3台）の点検において、エアリークが認められたため、当該部を修理	D	
13	4号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系用冷凍機の運転回数積算計に動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
14	4号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（原子炉保護系インターロック機能検査）の記録確認において、検査体制図記載の所属名称に誤記が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	所内ボイラ用脱酸剤注入ポンプに性能低下の可能性が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
16	5号機	タービン建屋換気空調系用冷却装置の膨張水タンク加圧空気減圧弁に開動作不可が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	集中環境施設	洗濯廃液収集ポンプ（B）の出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで